

甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る 環境影響評価準備書についての知事意見

< 全般的事項 >

1. 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、準備書に記載した環境保全方針と整合を図ること。

事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を評価書に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は準備書に記載した内容より環境を悪化させないこと。

2. 対象事業の目的および概要（第 章）

当該事業は、事業実施前（環境影響評価手続き中）、事業実施中（工事中）及び事業実施後（工事完了後）において、事業主体が変わってゆくことが明らかな事業である。

そのため、環境保全措置及び事後調査（モニタリング）の実施主体及び責任の所在を明らかにする必要があることから、事業の各段階における責任の所在を評価書に記載すること。

3. 環境影響評価の総合評価について（第 章、第 章）

環境影響の評価（第 章中の評価及び第 章中の評価結果）については、予測結果と環境基準との比較を中心とした評価となっているため、地域環境への影響の程度が分かりにくいことから、評価は事業実施前（現況調査の結果）と予測結果を比較することにより現在の環境への負荷の程度について、できる限り定量的な記述とすること。また、環境影響評価項目ごとの特徴を勘案し、画一的な記述とならないよう留意すること。

4. 環境影響評価を行った事業者の氏名及び住所について（第 章）

当該部分には現在、主に環境影響評価を行った事業者のみが記載されているが、当該資料を作成するに当たり、計画立案、調査実施、とりまとめ等複数の事業者が関係していることから、評価書においては、関係した全ての事業者名を記載すること。

併せて、調査を実施した担当者名及び担当分野についても記載する事が望ましい。

< 個別的事項 >

1 . 用途地域の土地利用基本方針及び環境保全方針について(スーパー街区)

(-12、 -8)

スーパー街区の環境保全方針において、「街並み景観に配慮した・・・緑地等の整備を行う(-12) 」こととしているが、当該地域は事業計画区域と残存する農業地域との境界部分であることから、事業区域内の景観及び周辺の景観との調和について十分検討したうえで、調和のとれた緑化が行われるよう環境保全方針に加えるとともに、評価書の風景・景観の項において、樹種等の検討過程及び結果について記載すること。

2 . 購入土の取り扱いについて(-13、 -10-1)

造成計画(-13)において盛土材として購入する土砂(搬入土)については、土砂とともに種子や昆虫類等が搬入される事が考えられ、計画地内の植生・動物相に影響を及ぼす恐れがあることから、搬入元の自然環境についても概況を把握し、評価書に記載すること。

3 . 環境保全ゾーン(内容)について(-20 公園計画)

環境保全ゾーンとなる地域は、現在、農用地区域として指定されていることから、対象事業の実施に関係なく、相当の間は宅地開発等の開発圧がかからない土地であり、農業環境を基本とした自然環境が維持される地域である。

準備書において、当該地域を開発事業の代償措置の対象と位置づけているが、代償措置の対象地域とするのであれば当該地域における措置の内容について評価書に記載すること。

その場合は事後調査(モニタリング)の対象とし、ビオトープ等の調査と併せて、環境保全措置の実施状況及び効果について確認する必要がある。また、事後調査の引継ぎ方法についても、評価書に記載すること。

4 . 公共施設に対する環境保全方針について(-21)

方法書(-14)表 -2-3.3「施設整備における環境保全方針」に記載されていた公共施設等に対する環境保全方針が、準備書(-21)表 -2-3.6「公園整備方針」に記載されていないことから、方法書の内容を再検討した上で評価書に再掲すること。

5 . ビオトープ園・みどりの回廊について (-21、23~)

準備書 (-24) に記載された整備内容の実現は、現在のビオトープ園の面積では困難と考えられることから、面積の拡大若しくは整備内容の見直しが必要である。

また、「ビオトープ園」及び「みどりの回廊」を設置することにより、生態系としての機能が、既存の水田面積に換算して、どの程度代償されるかについて HER (Habitat Evaluation Procedure) 等の手法を用いて明らかにし評価書に記載すること。

併せて、次の点についても評価書に記載すること。

- (1) 設置目的及び到達目標 (テーマ) (整備目標は実現可能範囲内であることを検証すること)
- (2) 移植・導入の具体的な方法
- (3) 計画地内のレッドデータブック掲載種を移植する場合、施設が整備されるまでの保管の場所・方法
- (4) みどりの回廊については、横断面図及び縦断面図
- (5) みどりの回廊及びビオトープ園の水循環について、用水の水質、水量、滞留時間及び取得先等

6 . 生活排水の処理について (-32)

計画地内の生活排水の処理については、準備書 (-32) イ . 下水道整備計画において、公共下水道を整備し釜無川浄化センターで処理することとしていることから、昭和町及び釜無川流域下水道の整備計画における当該事業の位置付けについて評価書に記載すること。

7 . 地下水汚染物質への対応について (-57)

当該地域内における地下水質については周辺地域の状況からトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が懸念されることから、計画地内において浅層地下水 (ここでは、地表から数メートル程度の地下水の意) の水質、水位等について観測井戸の設置及びモニタリング調査を実施し、その結果を事業着手後の中間報告書及び完了報告書に記載すること。

8 . 緑道(街路樹)について (-8)

(1) 緑道に植栽する樹種については、方法書についての知事意見 (-3) において『公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その検討結果を準備書に記載すること。』を求めたが、準備書に検討結果が記載されていないことから、緑道の目的及び植栽計画の内容を明らかにし、検討の過程及び結果を評価書に記載すること。

(2) ビオトープ園周辺の緑道については、ビオトープ園が孤立した生態系とならないよう、植栽については生態系の一部としての機能が期待できるよう再検討し、検討過程及び結果を評価書に記載すること。

また、検討結果をわかりやすくするため、次の資料を作成すること。

- 1) 代表的な地点 (隣接する公園を繋ぐ緑道) のイメージ図又はフォトモンタージュ
- 2) 緑道の縦断面図

9 . かすみ堤両側の宅地内緑化について (-8、 -7-12)

かすみ堤両側の住民に対し、『植栽木を提供し宅地内緑化の協力をお願いする (-8)』こととしていることから、当該措置について次の点を具体的に評価書の生態系の環境保全措置 (-7-12) に記載すること。

- (1) 協力を求める手法 (協定や申請時の要件の設定等)
- (2) 住民に求める内容 (1 軒あたりの植栽密度又は本数及び樹種等)
- (3) 実施主体

10 . 資材運搬車両の稼働について (-2-36、 -3-17)

計画地中央にある常永小学校への騒音、振動等の環境影響を低減するため、資材等の運搬車両の運搬経路、運行計画 (資料編 2. 交通量関係 交通量設定 P.2) については、朝夕の通学時間についても考慮し、その結果を評価書に記載すること。

11 . 大規模商業施設 (交通量) の道路交通騒音の環境保全措置について (-2-42)

(1) 道路交通騒音の環境保全措置について

1) 『交通量の削減による騒音発生量の低減』として「シャトルバスの運行を業者に要請する。」のであれば、要請の内容及びそれにより期待される効果を評価書に具体的に記載すること。

2) 『交通速度の規制・取り締り (特に夜間) による騒音の低減』として「道路管理者、関係機関に特に夜間の取り締りを強化するよう協議する。」こととしているが、道路管理者、関係機関との協議については、昭和町常永土地区画整理組合準備委員会の構成員である昭和町の位置付けを明確にするとともに、協議すべき内容とそれにより期待される効果を明らかにすること。

(2) 大規模商業施設の設置に係る道路の交通量予測の算定根拠を評価書に記載すること。

1 2 . 工事中の濁水対策について (-4-8)

- (1) 下流域の農業への影響を軽減するため、降雨が集中する季節及び水田等において、最も利水需要がある時期の影響について、予測・評価を行いその結果を評価書に記載すること。
- (2) 降雨日数及び降水量の調査結果を基に、濁水の発生が予想される頻度について整理し、評価書に記載すること。
- (3) 沈砂池の構造及び排水方法について代表的な断面図を用いて詳細に評価書に記載すること。

1 3 . 水象 (調整池計画) について (-33、 -5-9)

事業計画地内の調整池の規模及び能力の設定方法について次の事項を明らかにすること。また、その結果を用いて予測結果、環境保全措置及び評価の妥当性を評価書に記載すること。

- (1) 流域面積の設定
- (2) 流出係数の設定方法
- (3) 降雨条件 (降雨強度、降水パターン等)
- (4) 調整池への流入量
- (5) ポンプ能力 (排水能力)
- (6) 調整池が満水になるまでの時間
- (7) 流量測定地点 (-4-3) における流量の変化等

1 4 . 大径樹調査について (-6-16)

調査結果を事業計画等と比較することにより、「現況が保存されるもの」及び「開発により消失するもの」について整理、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

1 5 . 昆虫類について (資料編 動植物調査 昆虫目録)

資料編の底生生物目録で確認が最も多かったユスリカ類が、昆虫目録では確認されていないことから、昆虫類の調査結果 (捕獲状況等) について再確認すること。

また、未分類の種がある場合については、目録中に未分類の項を設け、その数量及び分類が難航している理由を評価書に記載すること。

1 6 . 景観の予測結果と環境保全方針との整合について (-10、 -8-9)

-8-9 以降に示された予測結果については、表 -2-3.3(1)用途地域の土地利用基本方針及び環境保全方針(1)(-10)の記載内容との整合について検証し、保全措置をとらない場合と環境保全方針が守られた場合との比較により評価を行うこと。

また、大規模店舗については、実際の大型店舗などの写真を活用したフォトモンタージュを複数作成し、法令の遵守のみで建設物が立てられた場合と環境保全方針が守られた場合を比較することにより評価を行うこと。

17.大規模商業施設（看板、照明）について（ -8-18）

大型看板及び夜間照明等については、「大型看板・広告塔の設置を避ける、原色系色彩を採用しないなど、より影響が少ない形状、色彩に配慮するよう協力を要請する。」と記載されていることから、事業者には協力を要請する事項については、実効性が担保される形での要請等を行うこと。

また、要請を行う内容を具体的に整理し、評価書に記載すること。

18.供用時の廃棄物について（ -10-1、2）

（1） 予測結果及び環境保全措置の内容が、（4）予測結果（ -10-1）中に記載されているため、評価書においては、環境保全措置については2.環境保全措置の検討（ -10-2）に記載すること。

（2） イ.供用時の廃棄物（ -10-2）については、商業系地区、流通業務系地区及び住居系地区等の供用により発生する廃棄物量の予測を定量的に行い、その結果を評価書に記載するとともに、その結果をふまえた環境保全措置については、実施者を明確にし、その実効性を確保すること。

19.大気汚染の予測における逆転層の影響の検討について（第 章、資料編）

逆転層の検討を行うにあたり、現地調査結果と甲府气象台との温度差の原因については、観測機器の誤差によるものとして扱っているが、現地調査に用いた観測機器と气象台の観測機器で器差補正が行われていないことから、機器の誤差としての扱いは不適當である。

气象台の機器との補正を行い、調査結果と气象台観測記録との測定結果の整理を行った上で、逆転層の影響について再検討すること。